（様式２号）

一般競争入札参加資格等確認資料

工事名称 ： 箕面有料道路　湧水揚水ポンプ補修工事

商号又は名称

代表者（支店長名）　　　　　　　　　　　　　　　　印

**１．以下の(1)～(8)の要件をすべて満たしていますか。（ はい ・ いいえ ）**

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

① 次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 成年被後見人

(イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

(ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(エ) 民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(カ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

(ク) 地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

② 府税に係る徴収金を完納していること。

③ 消費税及び地方消費税を完納していること。

④ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

⑤ 大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

⑥ 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受けていない者及び当該資格の審査を申請していない者であること。

⑦ 令和６年度、令和７年度及び令和８年度における大阪府建設工事競争入札参加資格の認定後に当該資格の認定を辞退したことがある者でないこと。また、建設工事(建設業法第２条第１項に規定する建設工事をいう。)の種類を追加するため当該資格の審査の申請をする者にあっては、申請する年度において当該建設工事の種類の資格の認定を辞退したことがある者でないこと。

⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑨ 「入札公告」の公告の日までに、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第１の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、「入札公告」に定める業種について、同法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は「入札公告」によるものとする。

⑩ 「入札公告」に定める建設工事の種類について、「入札公告」に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

⑪ 入札参加申請書の提出の日までに、「入札公告」に定める建設工事の種類について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。

⑫ 「入札公告」の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

(イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28 条第３項又は第５項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

(ウ) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者（①(キ)に掲げる者を除く。）、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（①(キ)に掲げる者を除く。）、同規則第３条第１項各号のいずれか又は同条第２項に該当すると認められる者（①(キ)に掲げる者を除く。）

(エ) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（「入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）